

二 議 号
平成26年6月26日

全国B型肝炎訴訟北海道弁護団事務局 御中

ニセコ町議会議長 高 橋



陳情の審査結果について

貴職から提出のあった陳情について、平成26年第4回ニセコ町議会定例会にて下記のとおり決定されたので通知します。

なお、意見書についても別紙のとおり可決され、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆参議院議長へ提出いたしました。

記

陳情第4号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の採択についての陳情書
審査結果	採択すべきもの
意 見	願意は妥当と認める

この書類に関するお問合せ先

ニセコ町議会事務局

担 当： 中 野 秀 美

不在時：局長 佐 竹 祐 子

TEL:0136-44-2121

FAX:0136-44-3500

Eメール：gikai@town.niseko.lg.jp

開庁時間： 8時30分から17時15分

意見案第 5 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に対し、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成26年6月24日

提出者 二セコ町議会議員

青羽雄士



賛成者 二七〇町議会議員

三ノ谷典久

賛成者 二七〇町議会議員

猪狩一郎



賛成者 二七〇町議会議員

瘦辺島集

渡辺

賛成者 二七〇町議会議員

音藤うめ子



二セコ町議会議長 高 橋 守 様

平成26年6月24日 原案可決

二七〇町議会議長 高橋

守



ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にＢ型・Ｃ型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とＢ型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところでもあります。

他方、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成 23 年 12 月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、下記事項を実現するよう強く要望致します。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出致します。

平成 26 年 6 月 24 日

北海道虻田郡二セコ町議会議長 高 橋 守